

令和6年度予算編成方針の概要

1. 財政状況

本県では、持続可能な財政運営を図るため、累次にわたる財政運営の指針に沿って、毎年度生じる財源不足に的確に対応した財政健全化の取り組みを行い、各年度の収支均衡はもとより、県債残高の減少や財源対策用基金残高の取崩し抑制を図るなど、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めてきた。

一方、実質的な一般財源総額が伸び悩む中で、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格・物価高騰の影響などにより、本県を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、時機を捉えた的確な対応が求められるほか、少子化対策をはじめ山積する諸課題にも着実に対応していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、中長期を見据えた計画的な財政運営を行うため、今般、来年度から令和10年度までを対象期間とする「財政運営ビジョン」を策定した。

「財政運営ビジョン」では、これまで掲げてきた、毎年度、県債残高を減少させる考え方を見直し、県の財政力の一つの目安となる標準財政規模に応じた県債残高の管理に切り替えることとした。

今後5年間の財政見通しでは、何らの対策を講じない場合、総額908億円（年平均182億円）の収支不足が見込まれ、あらゆる歳入確保策や歳出抑制策を講じることにより、対象期間中の収支均衡を図ることにしているものの、そのためには、ビジョンに掲げる対策を確実に講じていく必要がある。

こうした考えのもとで、財政の持続可能性を確保しつつ、山積する諸課題に的確に対応するとともに、県民の豊かなくらしを実現するための未来への投資をはじめとする本県の発展を目指す新たな取り組みにより、「経済と財政の好循環」を生み出し、香川の未来を次の世代に繋げていく。

2. 予算編成の基本方針

令和6年度の予算編成は、喫緊の課題である原油価格・物価高騰に適切に対応するとともに、総合計画の基本目標に掲げる「人生100年時代のフロンティア県」の実現に向け、3つの基本方針の下、17の重点政策を積極的に推進する。

具体的には、

- ①「安全・安心で住みたくなる香川をつくる『県民100万人計画』」
「子育て県かがわをつくる」、「教育の充実」、「女性や高齢者、障害者が活躍する社会づくり」、「安心できる医療・介護体制を構築」、「災害や渇水に強い県土をつくる」、「交通事故や犯罪のない安全安心な社会をつくる」、「人口100万人計画」
- ②「活力に満ち挑戦できる香川をつくる『デジタル田園都市100計画』」
「産業拠点香川へ」、「四国の玄関口」として確かなインフラ整備を進める」、「農林水産業の先進県へ」、「県産品の販路拡大」、「あらゆる世代・人材で香川の産業を支える」、「グリーン社会の実現」、「デジタル社会を形成する」
- ③「多くの人が行き交い訪れたい香川をつくる『にぎわい100計画』」
「観光客2割UPを目指して」、「まち全体の美化推進」、「文化芸術、スポーツの振興による地域活性化」などの施策に積極的に取り組むこととする。

また、県民の安全・安心なくらしを守り、県内経済の発展を支援するために必要な財政支出も効率的・効果的に行っていく。

一方で、財政の持続可能性を確保するため、今般策定された「財政運営ビジョン」に沿って、あらゆる歳入確保策や歳出抑制策など、財源不足解消のための具体的対策や財政健全化に向けた取り組みを確実に講じることにより、必要な財源を確保する。

こうした方針の下で、財政の持続可能性を確保しつつ、「経済と財政の好循環」を生み出し、香川の未来を次の世代につなげていく予算となるよう編成を進める。

3. 主な取組み

財政の持続可能性を確保するため、今年度行政評価の結果を適切に反映させるとともに、「財政運営ビジョン」における財源不足解消のための具体的対策や財政健全化の取組みに沿った対策を講じる。

(1) 歳入の確保の徹底

- ・ 県税や地方交付税の確保、外部資金の活用、県有未利用地等の売却、広告事業の活用、県税滞納金や税外未収金の回収など、あらゆる歳入確保策を講じることに加え、クラウドファンディングなど新たな資金調達手段の活用を検討する。
- ・ 産業の活性化などの施策に積極的に取り組むことにより、税源涵養に努める。
- ・ ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税による県外居住者・県外企業等からの寄附の受入れに取り組むとともに、デジタル田園都市国家構想交付金について、新たな発想や創意工夫のもと、計画的かつ効果的に最大限有効活用するよう努める。

(2) 事業の廃止・見直しの徹底

- ・ 施策の有効性の観点等からの事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドの強化については、全庁的な課題として、これまで以上に強力に進める。
- ・ 新規重点事業に必要な財源の2分の1を、政策目的を共にする既存事業等のスクラップ・アンド・ビルドの徹底により確保するなど、予算要求において、その財源は既存事業の廃止・縮小等により捻出する。
- ・ 新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定する。その場合、原則として、3年以内とする。
- ・ 事業数、事業量の管理に努める。

4. 予算要求枠 ◎全庁的調整経費と部局調整経費に区分し、見積り枠を設定

全庁的調整経費	重点推進事業費	・「人生100年時代のフロンティア県」の実現に向けて、重点的に対応する事業で、その年間所要額	
	政策的経費	・将来の県勢発展と県民福祉の向上を図る事業で、その年間所要額	
	義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)	・年間所要額	
	準義務的経費	・规则的に金額が確定する繰出金や税収関連交付金等制度的に事業費が定まるもの等の年間所要額	
	普通建設事業費（公共） 国直轄事業負担金	・令和6年度の国の認証等見込額の範囲内	
	普通建設事業費（補助）		
	普通建設事業費（単独）	・令和5年度当初予算額と同額	
	災害復旧事業費等	・年間所要額	
部局調整経費	経常的管理経費	・令和5年度当初予算額の一般財源の範囲内	相互に弾力的調整が可能
	一般歳出	・令和5年度当初予算額の一般財源の98%の範囲内	

5. その他

国の予算編成や地方財政対策の動向等によっては、必要に応じ、上記シーリング率を含め、予算編成作業の弾力的対応を行う場合もあり得る。